

大阪府南ブロック消防相互応援協定

(昭和53年6月20日施行)

(目的)

第1条 泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、忠岡町、阪南岬消防組合、熊取町及び堺市高石市消防組合(以下「市町」という。)との間における消防の相互応援については、この協定の定めるところによる。

(応援)

第2条 市町の消防長は、火災、水災、その他の災害(以下「災害」という。)防ぎよのため応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し相互に応援するものとする。

(応援の要請)

第3条 前条の応援要請は、受援市町の消防長が災害等の概況及び出場を求める消防用資機材の種別並びに数、誘導員配置場所等を明示し、応援市町の消防長に対して行うものとする。

(指揮)

第4条 受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 受援地の消防長又は消防署長が指揮すること。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

(経費負担)

第5条 災害防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1) 消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の諸手当及び被服等についての諸経費は、応援側の負担とする。

ただし、応援が長時間にわたる場合を除く。

(2) 前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は受援側の負担とする。

ただし、応援市町において、基金及び保険等の加入により補てんされる財源は控除する。

ア 前号に定める小破損の程度を越える消防機械器具の修理費

ただし、破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 建築物、工作物又は土地等に対する補償費

エ 応援隊員及び一般人の死傷に伴う災害補償費、賞じゅつ金、弔慰金等

2 前項第2号エの応援隊員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により応援市町に対して支払うものとする。

3 前各項の規定によるほか、出発から到着まで及び帰署途上における交通事故等に要する費用については、原因が重大な過失によるものを除き前各号の規定を準用する。

4 前各項に定めなきときは、関係市町協議のうえ決定する。

(救急応援)

第6条 市町の消防長は、災害防ぎよ以外の救急業務についても応援を求める必要があるときは、相互に応援の要請をすることができる。

2 市町の消防長は、前項の応援要請があったときは、業務に重大な支障がない限り

その要請に応じるものとする。

- 3 救急業務の応援に要した経費の分担については、第5条の規定を準用するほか、その都度関係市町協議のうえ決定するものとする。

(相互応援)

第7条 市町の消防長は、第2条及び第6条の規定に基づく応援要請の有無にかかわらず、災害又は救急事故発生を認知若しくは受報した場合において、直ちに相互に応援する必要がある地域及び応援隊数について、あらかじめ協議のうえ決定することができる。

- 2 前項の協定地域内において、応援隊が現場に到着した場合における応援隊の指揮は、受援側指揮者が到着するまでの間、第4条の規定にかかわらず、応援隊の指揮者が指揮するものとする。

- 3 前項の場合における応援に要した経費の分担については、受援側指揮者の指揮下における活動とみなし、第5条の規定を準用する。

(その他)

第8条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、関係市町協議のうえ決定するものとする。